

長野県森林づくり県民税 報告書（案）【概要】

はじめに

1 長野県森林づくり県民税の内容

(1) 森林税とは

- ・ 全国の状況
- ・ 他都道府県の森林税の概要（税目及び税率、税収、使途等の状況）
- ・ 超過課税の理由

(2) 長野県森林づくり県民税の状況

- ・ 長野県の特性
- ・ 森林整備の必要性（森林の役割、間伐の必要性、検討の経過 等）
- ・ 森林づくり県民税の概要
- ・ 目標
- ・ 税を活用した事業の目的
- ・ 事業計画
- ・ 超過課税の理由の説明

(3) 検証

- ・ 税収の状況
- ・ 手入れの遅れている里山での間伐の推進（計画及び実績、事業の成果）
- ・ 地域固有の課題に対応した森林づくりの推進（計画及び実績、事業の成果）
- ・ 県民や企業の森林づくりへの参加等の促進（計画及び実績、事業の成果）

(4) 課題及び改善点

課題1 超過課税による事業としての説明

- ・ 一般財源の事業と森林づくり県民税による事業との区分を、施策により明確にしないと、県民に対する説明責任が果たせない。

(間伐の方法)

- ・ 間伐材が使い物にならない場合や搬出するにはコストがかかりすぎて商業ベースに乗らない場合が多いと思われるが、地域のコミュニティ等で自立して永続的に間伐が行われるように間伐材を活用した方が、貴重な超過課税の財源の有効活用といえる。
- ・ また、切捨て間伐の場合、傾斜地に横たわる伐倒木が豪雨時の災害を激しくする可能性や可燃物を森林内に放置することで山火事の危険を高める可能性が指摘される。
- ・ 間伐材を搬出し活用できる可能性があるのであれば、新たな活用の仕組みづくりを実施すべきである。

課題2 市町村への支援

(市町村支援金)

- ・ 超過課税の財源の使途としては、県の事業と方向性が合うようメニューを限定すべきである。

課題3 全国化、広域化への対応

(全国化)

- ・ 全国で33県が必要と認め、実施しているのであれば、法定税化して全国的に課税すべきである。
- ・ 理想的な形としては、CO2の吸収源、水源等様々な面で森林から恩恵を受けている都市部を含め日本の全国民で負担をする仕組みである。
- ・ しかし、各県が個別の理由により、住民の理解を得ながら導入してきた「森林税」を、導入が33県に及んだという理由で、国税化や法定地方税化して全国画一的な制度とするのは、地方分権に逆行していると批判される恐れがある。

(広域化)

- ・ 県南部の木曾川流域や矢作川流域では、下流域の愛知県内関係自治体や住民の皆様が、流域内である本県の町村に対して、森林整備への資金提供や参加するなど、上流域の本県の町村の森林づくりに協力をもらっている例もある。
- ・ 全国的に見ると、下流が3大都市圏のところは上流地域への支援が入り、森林の整備が行われているが、下流が地方という流域は、上流・下流とも収入が少なく、上流への支援も少ないという状況もある。

2 平成25年度以降の森林税

(1) 現在の長野県の財政状況と森林政策の今後の展望

- ・ 長野県の財政状況
- ・ 長野県の森林政策のめざす姿

【基本目標】「森林を活かし 森林に生かされる 私たちの豊かな暮らし」

【基本方針】「みんなで支える ふるさとの森林づくり」

- ①みんなの暮らしを守る森林づくり
- ②木を活かした力強い産業づくり
- ③森林を支える豊かな地域づくり

(2) 現段階の長野県森林づくり県民税(案)

- ・ 経済刺激の観点を含めた対象範囲の拡大
搬出間伐への拡大
- ・ 市町村への支援金の見直し
対象事業の選定方針と県の施策との整合を図る
対象事業を県の施策と整合をとりつつ限定

(3) 総事業費と税率

【ケース1】 税率：個人…500円 法人…均等割額の5% 期間：5年間

事業費（税収）：約32億5千万円

主な事業内容：

- ◆間伐による森林づくり（25億円）間伐の事業量15,000ha
- ◆地域独自の森林づくりの推進（6.2億円）
- ◆県民参加の森林づくりへの誘導（1.3億円）

【ケース2】 税率：個人…1,000円 法人…均等割額の10% 期間：5年間

事業費（税収）：約65億円

主な事業内容：

- ◆間伐による森林づくり（55.9億円）間伐の事業量35,000ha
- ◆地域独自の森林づくりの推進（6.2億円）
- ◆県民参加の森林づくりへの誘導（2.9億円）

【ケース3】 税率：個人…300円 法人…均等割額の3% 期間：3年間

事業費（税収）：約11.7億円

主な事業内容：

- ◆間伐による森林づくり（7.3億円）間伐の事業量4,500ha
- ◆地域独自の森林づくりの推進（3.6億円）
- ◆県民参加の森林づくりへの誘導（0.8億円）

・ 比較（メリットとデメリット）

【ケース1】 現行制度と同様であり、県民の理解を得やすいが、間伐が必要な45,000haの里山全ての整備が実施できない。

【ケース2】 間伐が必要な森林の整備が進むが、現在の経済状況において、増税は県民の理解を得るのが難しい。

【ケース3】 県民の負担が少なくなるが、必要な森林整備の多くが実施できない。

(4) 課題及び改善点への対応

課題1 超過課税による事業としての説明

（間伐の方法：切捨て間伐支援から搬出間伐支援への方針転換）

- ・ これまでの森林づくり県民税では、搬出間伐への支援は行われてこなかったが、これでは繰り返し間伐を続けねばならず、超過課税を見直す（終了させる）ことは永遠にできない。せっきく超過課税を行って県民に負担をかけているのに、長野県の森林・林業の活力を高めることにはつながっていないのである。長野県の森林に明るい将来を展望するためには、長野県の森林・林業で経済ベースに乗るように進んでいかねばならない。そのためには、搬出間伐への援助へと、森林づくり県民税の用途を、抜本的に転換すべきである。

- ・ また搬出間伐への支援と平衡して、間伐材の利用・活用を大幅に拡充するための施策を大規模に展開すべきである。

課題2 市町村への支援

(市町村支援金)

- ・ 市町村が行う事務事業とはいえ、県がわざわざ超過して課税する税収を充てる以上、県の説明責任の下で、県の事業としての性格を明確にしなくてはならない。そのためには、詳細な事業のメニュー化、内容の厳格化を行い、市町村が選択して事務事業を行うようにすべきである。また事前の審査のみならず、事後の監査もきちんと行い、県が説明責任を果たせるようにしなくてはならない。

課題3 新たな課題を踏まえた森林施策への対応

- ・ 社会情勢の変化に応じて、その時代に応じた水源林の保全対策などの課題に対応することが重要であり、また里山の間伐を担う人材の育成等を実施することにより間伐の持続可能性を補完することが可能となる。
- ・ 間伐材の利用・活用拡充策

課題4 全国化、広域化への対応

(全国化)

- ・ 長野県を含めた12県で構成するふるさと知事ネットワークの「新たな国づくり税制調査会」では、「森林環境等を保全するための税」を法定税化し、広域の課題に対応するための財源として都道府県間で配分する制度を創設するよう提案しているが、こういった動きが全国的に広まることを期待したい。

(広域化)

- ・ また、広域化については、流域単位で支援の状況が異なることはあるものの、住民の森林に対する意識が高い長野県が、試行的に実施していく価値はあると思われる。

(まとめ)

- ・ 多くの県の森林税が、森林環境維持のための目的税的な性格を有するが、この方式で、この税収額で深刻な森林問題がどのように解決できるか、また、その解決のプロセスが明示されていない。
- ・ 森林行政において、財政上厳しい状況は全国的に共通の理解であるが、この税収額において、深刻な現実がどのように改善されるのかを数量的、かつ個別的に示し、丁寧に県民の理解を得る努力が一層求められる。